

防府市妊婦健康診査実施要綱

平成9年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定により実施する妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健診」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、防府市とする。

(実施機関)

第3条 実施機関は、市長と委託契約を締結した医療機関及び助産所とする。

(妊婦健康診査)

第4条 妊婦健康診査は、次の各号のとおりとする。

(1) 対象者

妊婦健康診査の実施日において防府市に住民登録を有し、妊婦一般健康診査受診票又は多胎妊婦健康診査受診票を提示した妊婦。ただし、市長が特に事情があると認めるときは、この限りではない。

(2) 妊婦健康診査の内容及び公費負担の回数

別表に掲げるとおりとする。ただし、妊婦又は胎児の状態から、医師が行うべきでないと判断する妊婦健康診査の項目があるときは、これを行わないことができるものとする。

(公費負担額)

第5条 公費負担額は、防府市長が別に定める額とする。

(母子健康手帳の活用)

第6条 妊婦健康診査の実施においては、母子健康手帳の内容を参考にするとともに、実施した妊婦健康診査の結果について、同手帳に記入する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

2 この要綱の改正前の第6条に規定する精密健康診査を令和6年3月31日までに受けた者がいるときは、改正前の第7条第1項第3号の規定に基づく額を公費負担する。

別表

	問診及び診察	血圧・体重測定	尿化学検査	B群溶血性レンサ球菌	性器クラジミア抗原検査	血液検査											超音波検査	子宮頸がん検診
						貧血	血糖	HTLV-1抗体	HCV抗体	HBs抗原	梅毒血清反応	風疹ルス抗体	HIV抗体	不規則抗体	Rh式血液型	ABO式血液型		
第1回 (8週頃)	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2回 (第12週頃)	○	○	○															
第3回 (第16週頃)	○	○	○															
第4回 (第20週頃)	○	○	○														○	
第5回 (第24週頃)	○	○	○															
第6回 (第26週頃)	○	○	○		※ 1													
第7回 (第28週頃)	○	○	○															
第8回 (第30週頃)	○	○	○			○	○	○※ 2									○	
第9回 (第32週頃)	○	○	○															
第10回 (第34週頃)	○	○	○	○														
第11回 (第36週頃)	○	○	○															
第12回 (第37週頃)	○	○	○			○											○	
第13回 (第38週頃)	○	○	○															
第14回 (第39週頃)	○	○	○															
多胎妊婦 1回目	○	○	○															
多胎妊婦 2回目	○	○	○															
多胎妊婦 3回目	○	○	○															
多胎妊婦 4回目	○	○	○															
多胎妊婦 5回目	○	○	○															

※1 クラジミア抗原検査は、6～8回目のいずれかに行うものとする。

※2 HTLV-1抗体検査は、やむをえない場合を除き第8回に行うものとする。